

景観法第16条第1項の規定による届出が必要な行為

行為の区分に対する規模を超える行為を届出の対象とします。

行為の区分		規模		
1 景観法第16条第1号に掲げる行為	(1) 建築物の新築又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）	当該建築物の高さが13メートル又は建築面積が1,000平方メートル		
	(2) 建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更（上記に該当する場合を除く）	上記の規模を超える建築物において、当該行為に係る部分の面積が10平方メートル		
2 景観法第16条第2号に掲げる行為	(1) 工作物の新築又は移転（右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）	ア 煙突、排気塔その他これに類するもの	当該工作物の高さが13メートル（建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から上端までの高さが13メートル）又は築造面積が1,000平方メートル	
		イ 広告塔、広告板その他これに類するもの		
		ウ 電波塔、記念塔その他これに類するもの		
		エ 高架水槽、冷却塔その他これに類するもの		
		オ 彫像、記念碑その他これに類するもの		
		カ 鉄柱、木柱（サの支持物を除く。）その他これに類するもの		
		キ 観覧車、飛行塔、コースターその他これに類するもの		
		ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これに類するもの		
		ケ 石油、ガス等貯蔵・処理施設その他これに類するもの		
		コ 汚水処理施設、ごみ処理施設その他これに類するもの		
		サ 電線（その支持物を含む。）その他これに類するもの		当該工作物の高さが20メートル
		シ 塀、さく、垣（生け垣を除く。）その他これに類するもの		当該工作物の高さが3メートル
	ス 自動車車庫及び物件の保管の用に供する施設その他これに類するもの	当該工作物の高さが13メートル又は築造面積が1,000平方メートル		
(2) 工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更（上記に該当する場合を除く）	上記の規模を超える工作物において、当該行為に係る部分の面積10平方メートル			

3 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為	開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為をいう。）	当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートル、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが5メートルかつ長さが10メートル
4 景観法第16条第1項第4号により景観計画に従い倉吉市景観条例で定める行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートル、又は当該行為に伴い生じる法面若しくは擁壁の高さが5メートルかつ長さが10メートル
	木竹の伐採	伐採面積が100,000平方メートル
	屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2号第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、その他の物件の堆積	堆積物件の高さが5メートル又はその用に供される土地の面積が1,000平方メートル
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物、その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）	当該照明の対象となる建築物等の高さが13メートル	